

大野和光園デイサービスセンター  
通所介護

【料金表】

平成27年8月1日より

1. 介護保険一部負担額

(介護保険負担割合証に2割と記載がある方につきましては、下記金額に2を乗じた金額となります)

【基本部分】

要介護1	645円
要介護2	762円
要介護3	883円
要介護4	1,004円
要介護5	1,125円

【加算】

サービス提供体制強化加算 (I) イ	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合に加算します。	18円 /回
個別機能訓練加算 (I)	以下の要件を満たす場合に加算します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置していること。</li> <li>・機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者毎に個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。</li> <li>・個別機能訓練計画作成にあたっては、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資することを目的として複数の機能訓練の項目が設定され、その実施にあたっては、グループに分けて活動を行っていること。</li> <li>・機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、利用者又はその家族に対して機能訓練加算の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。</li> </ul>	46円 /日
入浴介助を行った場合	入浴介助を行った場合に加算します。	50円 /日
栄養改善加算	低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対し、管理栄養士1名以上配置し、管理栄養士、看護職員等が共同して栄養ケア計画を作成し、栄養改善サービスを行った場合に加算します。 ※3月以内の期間に限り月2回を限度とします。	150円 /回

<p>口腔機能向上加算</p>	<p>口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対し、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置し、共同して口腔機能改善管理指導計画を作成し、口腔機能向上サービスを行った場合に加算します。 ※3月以内の期間に限り月2回を限度とします。</p>	<p>150円 /回</p>
<p>中重度者ケア体制加算</p>	<p>以下の要件を満たす場合に加算します。 ・指定基準に規定する介護職員又は看護職員の員数に加え、介護職員又は看護職員を常勤換算方法で2名以上確保していること。 ・前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が100分の30以上であること。 ・指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上確保していること。</p>	<p>45円 /日</p>
<p>認知症加算</p>	<p>以下の要件を満たす場合に加算します。 ・指定基準に規定する介護職員又は看護職員の員数に加え、介護職員又は看護職員を常勤換算方法で2名以上確保していること。 ・前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の占める割合が100分の20以上であること。 ・指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる認知症介護指導研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修等を修了した者を1名以上確保していること。</p>	<p>60円 /日</p>

<p>介護職員処遇改善加算 (I)</p>	<p>以下の要件を満たす場合に加算します。</p> <p>① 賃金改善に要する費用の見込み額が、介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>② ①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>③ 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。</p> <p>④ 事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>⑤ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>⑥ 労働保険料の納付が適正に行われていること。</p> <p>⑦ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件を定めていること。</p> <p>(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>(四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>⑧ 平成27年4月から②の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。</p>	<p>所定料金に 4.0%を乗じ /月 た料金</p>
---------------------------	---	-------------------------------------

## 2. 実費利用料（介護保険対象外）

### ①食費

<p>昼食</p>	<p>580円</p>
-----------	-------------

### ②その他料金

<p>ハイキング、旅行等にかかる費用</p>	<p>実費</p>
<p>特別な食事にかかる費用</p>	<p>実費</p>
<p>複写物</p>	<p>30円 /枚</p>